棚倉町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成26度の人件費率
平成27年度		千円	千円	千円	%	%
十八七十八	14,665	7,130,857	396,666	1,074,495	15.1	15.4

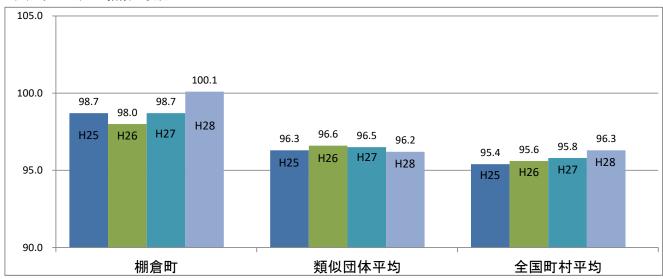
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数		給 .	与 費	
	Α	給料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B
	Α	千円	千円	千円	千円
平成27年度	110	392,443	69,495	164,355	626,293

(参考)	(参考)
一人当たり給与費	類似団体平均一人
B/A	当たり給与費
千円	千円
5,694	5,411
*	•

- (注)1 職員手当てには退職手当を含まない。
 - 2 職員数は平成27年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、 学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 - 3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。
 - ※平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、 ③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

原因が人事異動による職種区分間の異動による変動のため、人事異動の内容により改善する。

(4) 給与改定の状況

棚倉町では人事委員会を置いていないため改定状況についての公表はできません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、地域手当の支給割合を国家公務員に対してとられる措置に準じて引上げ。単身赴任手当の基礎額を30,000円に、加算限度額を70,000円に改定。

① 給料表の見直し

[実施 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給与表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 一般行政職給料表については、県人事委員会勧告に準拠した見直しを行い、初任給を中心に、若年層の給料月額を平均0.06%引上げ。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

大池 11 (日至中1987) 5 9 1 0 大相 11 1 人 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日								
	平成27年度	平成28年度	見直し後の支給割合					
	の支給割合	4月1日時点	遡及改定後	(H29.4.1)				
国基準による支給割合								
棚倉町の支給割合								

③ その他の見直し内容

単身赴任手当について県の見直しを踏まえて実施。(平成28年4月1日)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

- (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)
 - ①一般行政職

732 13 223					
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	
				(国比較ベース)	
100 Am-	歳	円	円	円	
棚倉町	40.9	318,400	377,231	346,181	
与 自	歳	円	円	円	
福島県	42.7	331,000	416,157	361,628	
	歳	円	円	円	
国	43.6	331,816	410,984	-	
** /\\ _ /\-	歳	円	円	円	
類似団体	41.4	304,130	348,704	326,685	

- (注)1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較の国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- (2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区	分	棚倉町	福島県	围	
一般行政職		円	円	円	
	大学卒	181,700	188,400	176,700	
京技术		円	円	円	
	高校卒	148,700	153,200	144,600	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成28年4月1日現在)

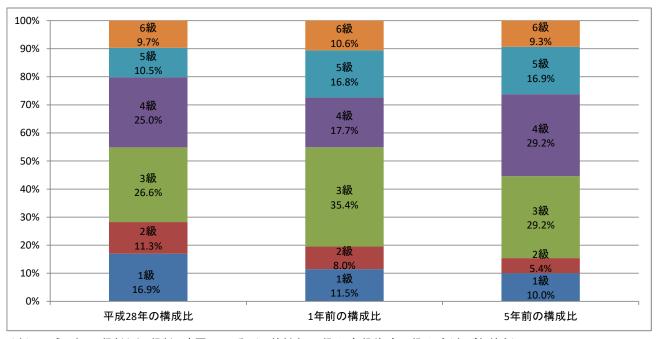
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
	大学卒	円	円	円	円
一般行政職	入子午	263,600	在職なし	在職なし	在職なし
一列又1丁以八明	古坛女	円	円	円	円
	高校卒	在職なし	在職なし	344,750	在職なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成28年4月1日現在)

区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比	1号給の	最高号給の
	1赤平口が4成分シア1日	帆貝奴	147久20	給料月額	給料月額
1級	主事	人		円	円
「桜久	± ≠	21	16.9%	144,100	252,900
2級	主任主事	人		円	円
乙拟	土世土事	14	11.3%	195,800	311,100
3級	主査	人		円	円
の形文	工具	33	26.6%	232,600	358,200
4級	主任主査・係長	人		円	円
479又	工仕工且 徐茂	31	25.0%	267,000	393,300
5級	課長補佐	人		円	円
り救又	公開文	13	10.5%	294,200	404,900
6級	課長	人		円	円
び形文	林文	12	9.7%	325,800	424,100

- (注)1 棚倉町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及びそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までにおける運用	棚倉	訂	国	
十級20年4月2日から十級29年4月1日よりにおける建用	管理職員	一般職員	The state of the s	
イ 人事評価を実施した	0	0	0	0
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			0	0
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	0	0		
ロ 人事評価を実施していない				

職員の1年間の勤務成績について、監督者の証明を得てから勤務成績が良好である職員の号給数を4号とすることを標準とし昇給する。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当·勤勉手当

(
棚 倉 町	福島県	国					
1人当たり平均支給額(平成27年度)	1人当たり平均支給額(平成27年度)						
1,494千円	1,718千円						
(平成27年度支給割合)	(平成27年度支給割合)	(平成26度支給割合)					
期末手当 勤勉手当	期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当					
2.550 月分 1.600 月分	2.550 月分 1.600 月分	2.60 月分 1.600 月分					
(1.400) 月分 (0.750) 月分	(1.400) 月分 (0.750) 月分	(1.450) 月分 (0.750) 月分					
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)					
※制度上の段階、職務の等級による加算 措置・役職加算 5~15%	※制度上の段階、職務の等級による加算 措置・役職加算 5~20%・管理職加算 15~25%	※制度上の段階、職務の等級による加算 措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%					

⁽注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

	平成28年度中における運用		棚倉町		国		
	千成20千度中における連用	1	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員	
イ人	事評価を実施した		0	0	0	0	
	標準に加え、上位及び下位の成績率も適用				0	0	
	標準に加え、上位の成績率も適用						
	標準に加え、下位の成績率も適用						
	標準の成績率のみ適用		0	0			
口人	事評価を実施していない						
#1.41	チャけらりょり 10りょりにてん だん 大映せて映りに対し	てわ だわ	甘淮口い並ん	グロッカの知	リーナバイス スの子	の勘数中はに	

勤勉手当は6月1日、12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務実績に 応じて支給。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

机	倉	町			国			
(支給率)	自己	都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合	勧奨·定年		
勤続20年	20.445	月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分		
勤続25年	29.145	月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分		
勤続35年	41.325	月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分		
最高限度額	49.59	月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分		
その他の加算措置				その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置 2%~20%加算			定年前早期	引退職特例措置 2%·	~45%加算			
(退職時特別昇給	なし)					
1人当たり平均支給	·額 18,285=	千円						

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成28年4月1日現在)

支給		0	千円			
支給職員1人当たり	支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)					
支給対象地域	支給率	支給対象職	員数	国の制度(支給	(率	
-	120/100	-	人	_ (%	

(4) 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度	決算)				0	千円
支給職員1人当たり平均	支給年額(平成27年度	決算)			0	円
職員全体に占める手当	支給職員の割合(平成2	7年度)			0	%
手当の種類(手当数)					2	
手当ての名称	主な支給対象職員	主な	支給対象業務	支給実績	左記職員	に対する支給
				(平成27年度決算)	単価	
防疫作業に従事した職	右記作業に従事した職員	感染症	等防疫作業に	千円	勤務した1	日につき
員の特殊勤務手当	石品 [未に 化 事 し / こ 概 貝	従事し7	こ場合	0		500 円
行旅死亡人等の取扱いに		行旅死	亡人の処理をし	千円	勤務した1	回につき
従事した職員の特殊勤務 手当	"	たとき		0	5	5,000 円
,,	.,		人を収容したと	千円	勤務した1	回につき
"	<i>"</i> き			0	1	,000 円

(5) 時間外勤務手当

支	給	実	績	(平成27年度決算)	26,919 千円
職員1	人当た	り平均3	支給年	額(平成27年度決算)	328 千円
支	給	実	績	(平成26年度決算)	31,783 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)					321 千円

(6) その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の 制度の 異同	国の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平 均支給年額(27年度決 算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給単価) 配偶者13,000円 その他6,500円 子のうち16歳以上23歳未満5,000円加算	同		13,681千円	235,879円
住居手当	借家等に居住し、月額9,500円を超える 家賃を支払っている職員に支給 (支給単価) 上限27,000円	異	国: 月額12,000円を超 える家賃を支払ってい る職員に支給	4,476千円	263,294円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等の交通用具を使用することを常例とする職(支給単価) 交通機関利用:運賃相当額63,000円を超える場合、超える額の1/2を加算自動車等利用:通勤距離に応じた額80km以上上限50,400円	異	国: 運賃相当額55,000 円以下、自動車利用 60km以上上限24,500 円	4,421千円	63,157円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 (支給単価) 30,000円 距離に応じた加算額6,000円~58,000円	異	国:支給定額26,000円	432千円	432円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定する職にある職員に支給 (支給単価) 職に応じた額(定額)	同		12.329千円	456,630円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給単価) 勤務1 回につき4,900 円	異	国:一般の宿日直の場 合4,200円	603千円	4,900円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に対して支給 (支給単価) 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分等に応じた額	同		6,629千円	61,380円

5 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

<u>의 特別</u>	別戦の報酬者	学の状況(平成28年4月1日現在)	
区	分	給 料 月 額 _ 等	
	. /1	(参考)類似団体における最高/最低額	
	町長	790,000 円 846,000 円 / 534,800	円
41	ш к	(790, 000) 円	П
給	副町長	634,000 円 680,000 円 / 509,200	円
料	町 町 茂	(634, 000) 円	1.1
	教育長	599,000 円 — 円 / —	円
	教育及	(599, 000) 円	1,1
	議長	323,000 円 354,000 円 / 243,000	円
±p	一	(323, 000) 円	1.1
報	副議長	246,000 円 306,000 円 / 192,000	円
酬	田	(246, 000) 円	1.1
H-7-1	議員	225,000 円 288,000 円 / 175,000	円
	14. 兵	(225, 000) 円	1.3
		(平成28年度支給割合)	
期末	町 長 副 町 長 教 育 長 議 長	3. 10月分 (6月期 1. 5月 / 12月期 1. 6月)	
末手当	議 議 長 長 長	3. 10月分 (6月期 1. 5月 / 12月期 1. 6月)	
\n_		(算定方式) (1期の手当額) (支給時	期)
退	町 長	790,000×48月×(48/100) 18, 201, 600円 平成28年	9月
職	副町長	634,000×48月×(29/100) 8, 825, 280円 平成31年	4月
手当	教 育 長	599,000×48月×(20/100) 5, 750, 400円 平成28年	10月
	備考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

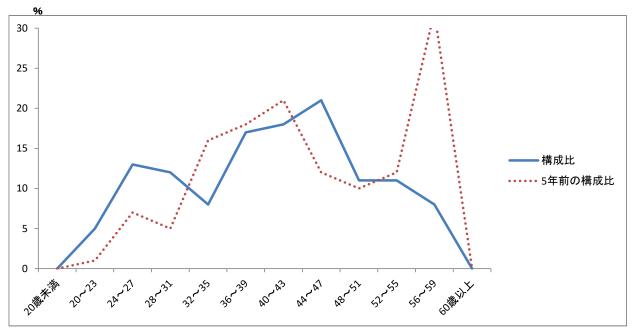
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		区分	職	数	対前年	ナ た 増 減 理 由
部	門		平成27年	平成28年	増減数	主な増減理由
		議会	2	2	0	
		総 務	29	23	△ 6	事務の統廃合による減
		税 務	9	8	Δ1	
	_	民 生	10	10	0	
	般	衛 生	9	8	Δ1	
普	行	労 働			0	
通	政 部	農林水産	7	6	Δ1	
普通会計部	門	商工	4	7	3	事務の統廃合による増
計		土木	8	9	1	
門	門計		78	73	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 49.78 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 80.51 人)
	ā	教育部門	34	37	3	
	;	消防部門				
	小計		112	110	Δ2	<参考> 人口1万人当たりの職員数 75.01 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 98.63 人)
公	水 道		5	5	0	
宮	下水道		2	2	0	
公営企業等	その他		7	7	0	
等	小 計		14	14	0	
	合	計	126 〔155〕	124 〔155〕	Δ2	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 - 2 []内は、条例定数の合計でる。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成<mark>28</mark>年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		₹	₹	₹	≀	₹	₹	₹	₹	₹	₹		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
TH) - 144	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	0	5	13	12	8	17	18	21	11	11	8	0	124

(3) 職員数の推移

年度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間
部門別	1 1220-	1 10,244	1 100-	1 100-	1 1227 —	1 100-	の増減数(率)
一般行政	78	75	78	76	78	73	▲ 5(▲ 6.4%)
教 育	38	38	36	37	34	37	▲ 1(▲ 2.6%)
消 防							(%)
普通会計計	116	113	114	113	112	110	▲ 6(▲ 5.2%)
公営企業等会計計	18	17	15	14	14	14	▲ 4(▲ 22.2%)
総合計	134	130	129	127	126	124	▲ 10(▲ 7.5%)

⁽注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

² 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。